

平成25年11月8日
水管理・国土保全局 防災課

平成25年10月15日から10月16日までの間の暴風雨による災害復旧事業の査定の簡素化について（お知らせ）

平成25年10月15日から10月16日までの間の暴風雨による被災地域の早期復旧を支援するため、災害復旧の迅速化に向け、次のとおり自治体の災害復旧事業の査定を簡素化することといたしましたのでお知らせします。

①総合単価使用限度額の拡大

積上げ積算をしなくてもよい限度額を拡大

■千葉県、東京都（大島支庁管内）：1千万円未満（通常）→2千万円未満

②机上査定額の拡大

実地によらずに査定ができる限度額を拡大

■千葉県、東京都（大島支庁管内）：3百万円未満（通常）→1千万円未満

③設計図書の簡素化

落橋や土砂崩落等により被災状況の確認が困難である場合、設計書添付図面を必要最小限に簡素化

■東京都（大島支庁管内）

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局

防災課 課長補佐 向井 正大（内線35752）

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

FAX 03-5253-1607